

学校法人育英学院役員報酬規程

平成 2年3月13日制定
平成 5年5月25日改正
平成18年6月27日改正
平成21年4月20日改正
平成23年6月20日改正
平成24年4月 1日改正
平成25年4月 1日改正
平成26年4月 1日改正
平成29年6月29日改正
令和 2年3月26日改正

(目的)

第1条 この学校法人育英学院役員報酬規程（以下「本規程」という）は本学院の理事会及び監事で構成する役員に対し、適正な報酬を支給することを目的とする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬は月額150,000円を支給する。

(常務理事の報酬)

第3条 常勤する理事の報酬は次のとおりとする。

任 期	本俸支給月額
第1期役員就任	200,000円
第2期役員就任以降	230,000円

- 2 通勤手当は育英学院教職員給与規程第16条にもとづいて支給する。
- 3 期末手当は6月期に本俸の1ヶ月、12月期に本俸の2ヶ月を支給する。

(教職員給与を支給されている理事の報酬)

第4条 現に本学院の設置する学校（幼稚園）の業務に就き、教職員給与を支給されている者の理事の報酬については、支給しない。ただし、理事長が別途定めることがある。この場合は、理事会に報告する。

(非常勤理事の報酬)

第5条 非常勤理事の報酬は月額50,000円を支給する。ただし、理事長が別途定めることがある。この場合は、理事会に報告する。

(監事の報酬)

第6条 監事の報酬は月額50,000円を支給する。

- 2 出張旅費は原則支給しない。ただし遠方の場合は、常任理事会の判断により支給する場合がある。

(役員退職金)

第7条 役員退職金は支給しない。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は理事会の承認を得なければならない。

附則

第9条 本規程は令和2年4月1日から施行する。